

令和5年度愛媛県廃棄物系バイオマス活用設備導入促進支援事業費補助金交付要領

1 目的

愛媛県廃棄物系バイオマス活用設備導入促進支援事業費補助金の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び愛媛県廃棄物系バイオマス活用設備導入促進支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 事業の実施方法

（1）補助事業の開始

補助事業者は、原則として、県から交付決定通知を受けてから補助事業の開始が可能となる。（ただし、要綱第8条の規定に基づき、「事前着手届出書（様式第2号）」を提出した場合を除く。）

（2）事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定の日から令和6年3月29日までとし、令和6年3月29日までに事業及び支払いを完了させるものとする。

なお、補助対象事業が令和6年3月29日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに県へ相談し、その判断に従うこと。

（3）様式第1号の添付書類

創業後間もない法人及び個人事業主において、様式第1号の添付書類を準備できないなど、経理的基礎が確認できない場合は、様式第1号「2 添付書類(9)その他知事が特に必要と認めるもの」として、必要に応じて別表の資料を求めることがある。

3 受付期間

令和5年5月8日（月）～令和5年6月30日（金）

なお、本受付期間内に申請がなかった場合、もしくは、申請に対する交付決定額が予算額に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。

4 交付申請書類の提出

（1）問合せ・提出先

〒790-8570

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課

TEL：089-912-2349 FAX：089-912-2344

E-mail：kankyoushou@pref.ehime.lg.jp

（問合せのみ。提出は別途指示するアドレスに提出すること。）

（2）提出方法

ア 押印欄に全て押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

イ 押印を省略する場合

5を参照のうえ、別途指示するアドレスに、メールにて送付すること。

ただし、様式第1号別紙3（誓約書）については、押印し、郵送又は持参にて提出すること。

5 その他（押印の省略について）

ア 様式第1号別紙3（誓約書）を除き、押印を省略することができる。

イ 押印を省略する書類の提出方法は、メールのみとする。

ウ 押印を省略する場合、各様式下部にある欄に、責任者及び担当者の職・氏名及び連絡先を記入すること。なお、責任者とは、支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた者を指し、担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指す。

エ 押印を省略する場合のメールの宛先は、別途指定する県事務担当者及び県・申請者双方の上席者とする。

※Bcc は使用せず、To 又は Cc に上記宛先を指定し、要件としている送付先を確認できる状態で送信すること。

別表

| 法人の場合 | 個人事業主 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況の見込みに関する申立書 ・ 第1、2期決算期における貸借対照表（見込）及び損益計算書（見込） ・ 預金残高証明書（直近1カ月） ・ 借入金残債務証明書（借入金がある場合） ・ 金融機関の融資証明書（融資を受ける予定の場合） ・ 受付印のある法人設立届出書（写） （税務署、県、市町への法人税法及び地方税法上の法人設立届） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況の見込みに関する申立書 ・ 収支計画書（確定申告書の収支内訳書に準じたもの） ・ 預金残高証明書（直近1カ月） ・ 借入金残債務証明書（借入金がある場合） ・ 金融機関の融資証明書（融資を受ける予定の場合） ・ 受付印のある個人事業開業届出書（写） （税務署への所得税法の個人事業開業届出） |